J A M 政策NEWS

2006年2月9日 第2006-16号

【発 行】J A M

【発行責任者】大 山 勝 也

【編 集】社会政策局

Tel 03-3451-2586

E-MAIL: syakai@jam-union.or.jp

雇用均等分科会

男女雇用機会均等法改正法案要綱答申

2月7日、労働政策審議会・雇用均等分科会で、男女雇用機会均等法を改正する法律案要綱の答申が行われました。法律案要綱は、雇用均等分科会の建議(政策ニュース 2006-11 号参照)を基に策定され、雇用均等分科会は法律案に対して「おおむね妥当と認める」と答申しました。また、労働側委員から示された「間接差別は限定列挙ではなく例示列挙にすべき」とい

使用者は、満 18 歳以上の女性を坑内で労働させては

ならない

う意見と使用者側委員から示された「間接差別 の概念の導入について懸念がある」という意見 も添付しました。

法案は今国会に提出し、3月以降審議が始まります。また、これと併せて労働基準法改正法案も提出され、女性の坑内労働に係わる規制緩和について審議される予定です。

がは放送が手ではなくがかが手にすいる」とい					
現行	法律案要綱				
労働者に対する性別を理由とする差別					
募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年・	①募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定				
解雇について <u>女性であることを理由</u> とする差別的取	年・解雇について <u>性別を理由</u> とする差別的取扱いを				
扱いの禁止	禁止する				
	②間接差別となる事項を限定列挙				
	・募集採用における身長、体重・体力要件				
	・コース別雇用管理制度における総合職の募集				
	採用における全国転勤要件				
	・昇進における転勤経験要件				
妊娠出産を理由とす	する不利益取り扱い				
女性労働者が労働基準法の産前産後休業をしたこと	①女性労働者が労働基準法の産前産後休業を請求し				
を理由とする解雇は禁止	たこと、労働基準法以外の母性保護措置、均等法に				
	規定する母性保護措置を受けたことまたはこれら				
	を受けようとしたこと、妊娠・出産に起因する能率				
	低下・労働不能が生じたことを理由とする解雇の禁				
	止を <u>追加</u>				
	②妊娠中・産後1年を経過しない女性労働者に対して				
	なされた解雇は無効とする(①の事由を理由とする				
	解雇でないことを事業主が証明したときは除く)				
ポジティブアクション					
国はポジティブアクションを行う事業主に対して相	事業主がポジティブアクションの実施状況を開示し				
談その他の援助を行うことができる	ようとする場合等に国が援助を行うことができる。				
セクシュアルハラスメント					
事業主は職場における性的な言動に対し <u>女性労働者</u>	事業主は職場における性的な言動に対し <u>労働者</u> がそ				
がその労働条件につき不利益を受けたり、就業環境が	の労働条件につき不利益を受けたり、就業環境が害さ				
害されることがないよう <u>雇用管理上必要な配慮をし</u>	れることがないよう <u>相談・苦情処理のために必要な体</u>				
<u>なければならない</u>	制の整備その他雇用管理上必要な措置を講じなけれ				

ばならない

業務等に就かせてはならない

│使用者は女性を坑内で主として人力により行われる

労働基準法・女性の坑内労働